

2 稲 高 号 外

令和 2 年 4 月 2 3 日

居宅介護支援事業者 各位

介護予防支援事業者 各位

介 護 保 険 施 設 各位

稲沢市市民福祉部高齢介護課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いに
ついて（通知）

平素は、本市の介護保険行政につきまして格別の御協力を賜り、誠にありがとうございます。

このことについて、令和 2 年 2 月 1 8 日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」及び令和 2 年 4 月 7 日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その 4）」に基づき、下記のとおり取り扱いますので、申し出があった場合は適切な対応をお願いします。

記

1 対象者

保険者が稲沢市の被保険者で次の全ての要件を満たす者

- 要介護（要支援）認定の更新の申請期間中であること
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から面会が困難で調査が実施できない状況にあること

2 申出方法

利用者本人等から申し出があった場合は、別紙「新型コロナウイルス感染症に係る要介護（要支援）認定有効期間合算申出書」を提出させてください。

また、施設及び委託事業者は、「(施設・委託事業者用)」に対象者を取り纏めの上、提出してください。

3 交付方法

従来の有効期間に新たに12か月※の期間を合算し、原則として、認定有効期間の満了する月の下旬までに介護保険被保険者証を郵送で交付します。

※ 従来の有効期間が6月間の者にあつては、当該期間に新たに6か月の期間を合算する。

4 留意事項

当該取扱いは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による極めて例外的なものであることに留意し、次の事項について御理解いただき、申出書の提出に御協力をお願いします。

なお、当該取扱いは、新型コロナウイルス感染症による感染が収束するまでの当分の間に限るもので、終了に当たっては、稲沢市ホームページでお知らせします。

- 新規及び区分の変更は対象としない。なお、新規及び区分の変更の申請で面会禁止等となった施設や医療機関に入所等されている者にあつては、原則として、面会禁止等の措置が解けた後に調査を実施し、至急認定調査の必要がある場合は、施設等の入所者等と隔離されたスペースを用意する等の対応により調査を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とする理由以外の申出は対象としない。また、面会禁止等の措置を講じている場合でも、認定調査が可能である場合は対象としない。
- 臨時的な取扱いを適用した場合は、更新の申請が取り下げられたものとみなし、「介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書」及び「介護保険 要介護認定・要支援認定等延期通知書」は送付されない。
- 臨時的な取扱いを適用した場合においても、当該期間中に要介護（要支援）状態区分が変化すると推測される場合には、区分変更申請が可能である。

連絡先 稲沢市稲府町1番地 稲沢市役所市民福祉部高齢介護課

介護認定グループ 電話 0587-32-1292 (ダイヤル)